

☆豪雪地域補正の計算例（その2）換算値損料(15)欄の補正

- ・ブルドーザ（普通・排出が対策型（第1次基準値）3t級）
- ・本州の豪雪地域

供用1日当たり換算値損料(15)欄（補正值）

＝運転1時間当たり損料(9)欄× t_0 ＋供用1日当たり損料(11)欄×（1＋補正值）

＝624円/h×2.9＋3,510円/日×1.10 ($t_0=430/150\div 2.9$)

＝5670.6円/日 → 5,670円/h（有効数字3桁、第4桁目を四捨五入）

(2) 岩石土工作業補正

バックホウやトラクタショベルなどの一般土工機械を岩石土工作業に使用する場合、作業条件が過酷なため機械各部の摩耗の激化によって維持修理費が増加、標準の損料率をそのまま用いると不適切となります。

これを補うために設定されているのが岩石土工作業補正で、機械損料のうち変動費である「運転損料」を補正するものです。すなわち、(9)欄の運転1時間当たり損料（あるいは運転1日当たり損料）に対して補正係数（1＋補正率）を掛けます。補正率は一律25%です。

但し、過酷な作業が常態となっているリッパ装置付ブルドーザや建設専用重ダンプトラック等については補正は行いません。

なお歩掛によっては、別途定めのあるものがありますので、注意が必要です。

岩石土工作業補正を行った場合の機械損料は、その計算方法ごとに、それぞれ以下の通りとなります。

①機械損料計算の基本式（機械損料＝運転損料＋供用損料）を用いる場合

機械損料（補正值）＝{運転1時間当たり損料(9)欄×（1＋補正率）×（運転時間）}
＋{供用1日当たり損料(11)欄×（供用日数）}

②(13)欄の運転1時間当たり換算値損料を用いて機械損料を計算する場合（参考）

機械損料（補正值）＝(13)欄補正值×運転時間

但し(13)欄補正值＝運転1時間当たり損料(9)欄×（1＋補正率）＋供用1日当たり損料(11)欄/ t_0

t_0 は供用日当たりの運転時間で $t_0=(3)欄\div(5)欄$

ここで用いた(13)欄の“変形式”については、前出(1)豪雪地域補正【参考】で解説しています。

③(15)欄の供用1日当たり換算値損料を用いて機械損料を計算する場合（参考）

機械損料（補正值）＝(15)欄補正值×供用日数

但し(15)欄補正值＝運転1時間当たり損料(9)欄×（1＋補正率）× t_0 ＋供用1日当たり損料(11)欄

t_0 は供用日当たりの運転時間で $t_0=(3)欄\div(5)欄$

ここで用いた(15)欄の“変形式”についても、前出(1)豪雪地域補正【参考】で解説しています。